

観光ルネサンス補助制度のチェック項目

観光ルネサンス補助制度の採択の可否の審査にあたっては、以下に掲げる7つの観点から行った採点に基づき、総合的に評価する。

【必須事項】 その項目を満たしていない場合は失格となる事項

【加点事項】 その項目の充足度合いによって、事業に対する評価が高まる事項

A. 地域の観光地としての潜在能力に関する事項

地域資源の状況や外客の動向を確認し、地域が外客の訪れる魅力的な観光地となる潜在能力を有しているかを評価する。

1. 必須事項

- ① 当該地域に来訪する外国人観光旅客の数（当該観光地への入り込み外客数、当該観光地の主要ホテル・旅館の宿泊外国人客数、主な観光施設の外国人入場者数等）が、近年、年率で5%程度増加していること。

2. 加点事項

- ① 観光客にとって魅力的な地域資源が現に存すること。

B. 事業の実施主体に関する事項（ATA）

事業を推進していくATAとして適切であるかどうかを評価する。

※ATA：事業構想について市町村から認定を受けた民間組織（認定構想推進事業者）

1. 必須事項

- ① ATAの法人格が適切であること。
- ② 事業実施に従事する職員その他の人材が確保されており、事業の適確な実施が可能であること。
事業の進行管理、利害関係者や地元住民、関係機関等との調整、補助金事務をはじめとする資金管理その他の事務を、適確に遂行する体制があること。
- ③ ATAに安定性があること。
過大な長期債務を有していないこと、特段の事情がある場合を除き直近の2事業年度で経常赤字でないことなど、ATAに安定性があること。

2. 加点事項

- ① A T Aに十分な経験・実績がある、またはそれと同等以上の能力を期待できること（観光カリスマの関与など）。
- ② 多様な意見が反映される仕組みがあること。
事業の企画立案、実施にあたって、女性や若者、地域と利害関係を持たない地域外の第三者の意見など、多様な意見が反映される仕組みがあり、地域内の身内関係者だけで企画立案した場合の「甘え」や「仲間のアイデアを批判することへの遠慮」などが極力排除できるようになっていること。特に、徹底した「ユーザーの視点」での検討がされる仕組みがあること。

C. 事業の内容に関する事項

提案されている事業の内容が戦略的であるか、計画的であるか、実現性が高いか、そして何より地域の魅力を高めるものであるか、といった視点から、事業内容が適切であるかどうかを評価する。

1. 必須事項

(1) 地域観光振興計画との関係

- ① 当該事業が、市町村の定める地域観光振興計画の中に位置づけられているものであること。
- ② 他の計画との調和が取れていること。
都市計画、港湾計画などの社会資本整備関連の計画、都道府県の総合計画など、他の関連計画との調和が取れたものであること。

(2) 事業規模

- ① 事業費の規模が適切であること。

2. 加点事項

(1) 事業の戦略性

- ① 事業の内容、実施時期などの点で、市町村の作成した地域観光振興計画との連携が十分図られていること。
ア. 地域全体のコンセプトと調和が取れている、ないし矛盾しないこと。（テーマ、ターゲット etc）
イ. 地域観光振興計画(市町村の計画)における他の観光振興事業との関係で、実施時期が適切であること。
ウ. その地域の観光振興にあたって特にウィークポイントとなっている課題を解決する包括的な計画であること。

(2) 個別事業の計画性

- ① 個別事業の目的が明確であること。
- ② 事業に継続性があること(単年度で終了するイベント事業等を除く。)

(3) 事業の実現性

- ① 法令等に照らして事業の実施が不可能でないこと。
ア. 各種法令による規制をクリアすることが可能であること。
《例》自然公園内における建物新設
- ② 事業に必要な資産の取得が確実であるなど、事業計画に無理がないこと。
《例》第三者の所有する古民家の買収・移築における所有者の同意
- ③ 事業費の規模が適切であり、調達が可能であること。
補助金充当部分を除き、事業に要する資金の調達のめどがほぼ立っていること。
- ④ 事業の実施時期が適切であること。

(4) 事業の魅力度

- ① 当該事業が、観光客にとって地域の魅力を高めるものであること。
当該事業そのものが観光魅力の高いものであり、外客をはじめとする観光客を引きつける十分な集客力を有するものであること。
- ② 誰もが観光を楽しめるユニバーサルデザインの考え方が取り入れられていること。
- ③ 提案されている事業に、「手づくり観光サービス起業化支援事業」、「外客満足度向上事業」が含まれていること(観光ルネサンス補助制度の手引き等、参照)。

(5) 当該事業に対する他の関係者の協力度合い

- ① 自治体との連携が十分にとられていること。
- ② 他の関係者との連携により観光地の魅力を一層高めるものであること。
- ③ 他の関係者との役割分担が明確になっていること。
- ④ 地域住民や他の関係者から事業推進に対する理解が得られていること。

D. 地域における他の関係者の観光振興に向けた取り組み状況に関する事項

地域の関係者が外客誘致をはじめとする観光振興に向けてどれだけ取り組みを行っているのかを確認し、地域全体としての魅力の向上がどの程度の段階にあるのかを評価する。

◎ 加点事項

(1) 自治体の取り組み

- ① 当該市町村が地域の観光振興策に積極的に取り組んでいる、または取り組む予定であり、作成されている地域観光振興計画も、戦略的に優れたものであること。

国のビジット・ジャパン・キャンペーン地方連携事業への取り組みや、良好な景観形成への取り組み、観光振興に十分配慮した社会資本整備など。

- ② 来訪者数等の観光統計が整備されている、ないし整備される予定であること。

(2) その他の取り組み

- ① その他、外国人観光旅客を含めた観光客向けの対応が行われている、または行われる予定であること。

《例》・インターネット等による観光に関する情報発信

- ・案内所や案内標識の整備
- ・観光施設(歴史展示館など)、宿泊施設、物販店、交通機関、レストランなどにおいて、外国語による各種表示の実施、外国語対応可能な接客係の配置
- ・免税品店、両替窓口の充実
- ・通訳ガイドの積極的活動
- ・その他

E. 事業の成果・効果に関する事項

事業を実施した場合の成果・効果を検討し、事業実施の有効性を評価する。

1. 必須事項

- ① 外国人観光旅客をはじめとする観光客数の増加が期待できること。
- ② 入込客数、主な施設利用者数、観光客や住民の満足度調査など、事業成果を検証する仕組みがある、または今後取り組むこと。

2. 加点事項

- ① 観光客の滞在時間延長やリピーター化促進など、質的な向上が期待できること。
- ② 事業の実施が、中心市街地活性化や過疎交通の利便増進、雇用創出などの、他の地域課題の解決にも資すること。

【下記F及びGは平成19年度からの追加項目です。】

F. 事業の実施主体に関する事項(協議会)

事業の実施主体が協議会の場合、事業を推進していく協議会として適切であるかどうかを確認する。

◎ 必須事項

- ① 協議会の構成員にA T A及び地方公共団体が含まれていること。
- ② 協議会が以下の要件をすべて満たしていること（法人格の有無は問わない）。
 - ア. 定款、寄付行為に類する規約等を有すること
 - イ. 団体の意思を決定し、執行する組織が確立され、責任体制が明確であること
 - ウ. 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
 - エ. 団体活動の本拠としての事務所を有すること
 - オ. 協議会において協議が整った事項について、協議会の構成員がその協議の結果を尊重する義務を負うことが規約等に定められていること

G. 地方公共団体の負担する額に関する事項

国が交付する補助金の額以上（1,000万円以上）の地方公共団体の負担が確保されているかどうかを確認する。

◎ 必須事項

- ① 地方公共団体の負担する額が、国の交付する補助金の額以上（1,000万円以上）であること。地方公共団体の負担する額とは、以下の各号をいう。
 - ア. 都道府県及び市区町村が補助金等により認定構想推進事業者に支出する金額
 - イ. 都道府県及び市区町村が負担金等により協議会に支出する金額
 - ウ. 地域観光振興計画に基づき、都道府県及び市区町村が実施する観光振興事業に要する経費（ウについては19年度限り）